契 約 変 更 理 由 書

工事名	西区玉津支所便所改修工事

契約変更内容

1 ライニング仕様変更
2 多目的トイレ、便器背もたれ取りやめ
3 サイン仕様変更及び取りやめ

契約変更理由

1 施工の検討で、ライニングを設置する必要がなくなった為、変更した。
2 設備との調整で設置不可となった為取りやめた。
3 原局要望により、サインの仕様変更及び取りやめを行った。